水道法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年４月30日

岩手県知事　達　増　拓　也

岩手県規則第55号

水道法施行細則の一部を改正する規則

水道法施行細則（平成12年岩手県規則第67号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（専用水道の水道技術管理者の資格） 第20条　条例第２条第１項第２号の規則で定める者は、次のとおりとする。 （１）～（９）　［略］ （10）　厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 （11）　［略］ ２　［略］	（専用水道の水道技術管理者の資格） 第20条　条例第２条第１項第２号の規則で定める者は、次のとおりとする。 （１）～（９）　［略］ （10）　国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 （11）　［略］ ２　［略］
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則による改正前の水道法施行細則第20条第１項第10号に規定する講習の課程を修了した者は、この規則による改正後の水道法施行細則第20条第１項第10号に規定する講習の課程を修了した者とみなす。